

令和7年 第2回 臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和7年6月4日 開会

令和7年6月4日 閉会

美 深 町 議 会

令和7年第2回臨時会
美深町議会会議録
第1号（令和7年6月4日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第17号 財産の取得について

◎出席議員（10名）

1 番 木 下 広 悠 君	2 番 望 月 清 貴 君
3 番 中 瀬 亮 太 君	4 番 名 取 明 美 君
5 番 欠 員	6 番 田 中 真奈美 君
7 番 小 口 英 治 君	8 番 藤 原 芳 幸 君
9 番 和 田 健 君	10 番 荒 川 賢 一 君
11 番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君	副 町 長 川 端 秀 司 君
総 務 課 長 中 江 勝 規 君	企画商工観光課長 小 野 勇 二 君
住民生活課長 桜 木 健 一 君	保健福祉課長 小 林 一 仙 君
農 務 課 長 内 山 徹 君	建設水道課長 中 林 秀 文 君
会 計 管 理 者 中 村 稔 君	保健福祉グループ上席主幹 和 田 政 則 君
総務グループ主幹 青 木 吉 信 君	企画グループ主幹 渡 辺 善 美 君
経済産業グループ主幹 前 田 直 久 君	生活環境グループ主幹 川 端 健 君
税務グループ主幹 中 野 浩 史 君	農業グループ主幹 加 藤 保 昭 君
建設林務グループ主幹 田 畑 尚 寛 君	水道住宅グループ主幹 町 屋 英 雄 君

◎教育委員会

教 育 長	杉 本	力 君	教 育 次 長	大 堀	裕 康 君
教育グループ主幹	元 岡	友 之 君	教育グループ主幹	前 田	貴 也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 内 山 徹 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事 務 局 長	竹 田	哲 君	事務局副主幹	服 部	満 君
---------	-----	-----	--------	-----	-----

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので令和 7 年第 2 回美深町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により議長において 10 番 荒川議員、1 番 木下議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日 1 日に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の令和 7 年 3 月、4 月、5 月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、長側の提出議案については工事請負契約の締結 1 件、財産の取得 1 件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 16 号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第 4 議案第 16 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。それでは議案第 16 号 工事請負契約の締

結について提案説明を申し上げます。今回の工事請負契約の締結につきましては、美深町民体育館のアリーナ屋根の改修、アスベスト除去、耐震補強、非常階段、煙突改修、その他付帯工事を実施する美深町民体育館改修工事に係るものでありまして、工事請負業者を決定するため、5月27日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。議案第16号工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的 美深町民体育館改修工事 2、契約の方法は指名競争入札による契約 3、契約金額は10億8,680万円 4、契約の相手方は橋本川島・山崎特定建設工事共同企業体 代表者が旭川市旭町2条7丁目12番地90 株式会社橋本川島コーポレーション 代表取締役 橋本 毅さんでございます。契約の締結にあたりましては、先週の5月27日に特定建設工事共同企業体を含む5社による指名競争入札を行ってございます。予定価格は消費税抜きで10億円ちょうど。これに対して最低入札価格は9億8,800万円となりました。この価格に消費税相当額を加えた額これが10億8,680万円この金額で契約しようとするものでございます。参考までに落札率は98.8%となっております。工事概要を説明いたします。次のページの上の表をご覧くださいと思います。改修工事の内容につきましては、これまでも説明して参りましたのでご承知のこととは思いますが、概要として一覧にまとめましたので改めて簡潔に説明させていただきます。1つ目の工事場所につきましては、美深町字西1条北1丁目、2つ目の工期につきましては契約の日から令和9年2月26日まで2カ年に渡る工事でございます。3つ目の工事概要について順番に説明させていただきます。まずアスベスト除去工事ではアリーナの天井それから煙突のアスベストを除去いたします。それから2つ目に耐震改修工事ですが、こちらはアリーナ等の補強それから屋外階段と煙突の撤去そして改めて新設を行うものでございます。それから3つ目の耐久性向上工事につきましては屋根の重ね葺きそれから屋上防水、屋外の塗装などの改修を行います。一般改修工事ですけれども、現在のプレイルームそれから指導員室を改修いたしまして新たにランニングルームや多目的室、キッズルームを新設する他、トイレまわりそれから給湯室の改修、それから小体育館やトレーニングルームの内装の改修、

窓の改修など利便性の向上、それから不具合の改善などを行って参ります。合わせまして電気設備それから機械設備工事、その他にも仮設工事、廃棄物の処分などを含めた工事請負契約ということになっています。表の下からの次のページにわたりまして改修内容をイメージしていただけるように工事箇所、それから内容を付記した図面を掲載いたしましたのでご覧いただければと思います。以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第16号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 工事概要の中に付帯工事関係が全て記入されていないような思いがあるのですが、またこれは新たに入札という形になるのでしょうか。まずそれをお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 付帯工事につきまして、今副町長から説明をいたしましたとおりの内容となっております、追加の工事等は予定はしておりません。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） そうしましたら事前に説明がありました財源の関係。当初の予定よりかなり下がっていますよね。最終的に国の補助金含めてどこの省庁のどの金額をどのくらい用意するのか、申請しているのか。それを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 国の補助金につきましては、国土交通省社会資本整備総合交付金、住宅建築物安全ストック形成事業。内容としましては、アスベスト除去、耐震ですね。機能性向上ですね。そういったものの補助金ということでございまして、現在の予定している金額、これが耐震とアスベスト合わせまして2億1,120万4千円ですね。という金額で予定しております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 空調関係のやつは、これもあれですか。工事関係の中に概要の中に含まれているということですか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 空調関係につきましては先の予算の時にもご説明したと思いますが、現在通常の今回の一般改修とは別に令和8年度に向けて空調の工事というものを別立てで考えております。それは町民体育館の冷房設置工事ということでご説明の金額としては2億1,900万で、これは学校施設環境改善交付金という体育スポーツ施設整備の冷房設置の補助金に乗れないかということで、実は今年の5月ですね。先月国

の方からの要望調査ということでありましたので、この金額についてのまずは概算要望ということで申請をさせていただいております。なので、こちら令和８年度の予算要求に向けて新たに予算を要求して補助事業に乗せるというような概念でご説明をしておりますので、新たにこちらは冷房設置工事ということで別立ての工事として令和８年度に発注をして補助対象事業として計画をしていくというような内容でございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

８番 藤原君。

○８番（藤原芳幸君） それでは私の方から１点伺いたいのですが、今回の工事、１年半ですか。１年ぐらいについてあるわけですがけれども、工事をしていく上で本町が進めようとしております持続可能なＳＤＧｓの関係だとかゼロカーボンに関わってくるもので工事の中で何かその点について業者と取り決めしたようなことがもしあれば、お教えいただきたいのですが。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） こちらの工事は昨年度町民体育館の改修工事実施設計業務ということでコンサルさんの方に我々の要望、さらに向こうの耐震アスベスト含めた改修ということで工事の積算を行っていただいております。もちろん１番最初に我々がお示しした今議員おっしゃる環境に配慮したＳＤＧｓそういったことのお話もさせていただきました。それに乗れる補助メニューがないか。またそういう環境に特化した取り組みですね。脱酸素ですとか。そういったことも当然議論の中で話をしました。しかしやはりそのメニューに乗せていくということになりますと、これはあくまで原点が雨漏りの改修、アスベスト除去、耐震補強というような不具合ですとか、そういった老朽化の改修ということで色々調べたのですが、それにピンポイントで合致するものがないということでありましたので、検討はしましたがそこに補助メニューですとか直接のそのソフトハード含めてメニューということで該当するものはなかったということでございます。

○８番（藤原芳幸君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第１６号について採決します。議案第１６号 工事請負契約の締結について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第１６号は可決されました。

◎日程第5 議案第17号 財産の取得について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第17号 財産の取得についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第17号 財産の取得について提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、令和2年度に町内小中学校に整備したタブレット端末を更新するものであります。契約にあたっては、北海道が実施した共同調達に関する一般競争入札によって決定した業者と5月27日に随契による見積もり合わせを執行し、仮契約を締結したところであります。この財産の取得にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。議案第17号 財産の取得について。次の財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。取得財産につきましては、教育用情報機器でございまして、いわゆるタブレット端末でございます。これからの説明の中で単にタブレットという風に表現させていただきますのでお願いいたします。それから2つ目、取得金額は1,499万1,350円。取得先は、札幌市中央区大通西14丁目7番地 東日本電信電話株式会社。執行役員北海道事業部長 島津 泰さんでございます。今回のタブレット更新事業にあたりましては、都道府県を単位とする共同調達という仕組みが取り入れられております。この仕組みにつきましては、タブレットの更新にあたって地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から国が推進してきた仕組みでございます。これを受けまして北海道におきましてはタブレットを更新する道内自治体の機種と台数を取りまとめまして一般競争入札を実施して調達先の業者それからタブレット単価を決定している所でございます。美深町におきましては、この決定事項に基づきまして今回契約しようとする東日本電信電話株式会社ここから見積書を徴収いたしまして取得金額1,499万1,350円で契約しようというものでございます。いわゆる相手方を特定した随意契約となっております。購入台数は全部で281台となっております。この共同調達の目的とされております効率的な執行というのがありますけれども、1つにはスケールメリット、台数をまとめて発注するということによるコ

ストの低減。それと事業負担の軽減、要するに入札等の執行に関わる事務負担の軽減が図られるということとされてございます。令和２年度に導入しました各自治体がそれぞれ入札などの契約手続きをそれぞれ行って購入先、それから価格の決定を行っておりまして各自治体によって購入先や価格が異なっておりましたけれども、今回の共同調達の方法によりますと道内自治体の購入価格はスケールメリットが活かされた機種ごとの統一価格となっておりますし、契約手続きの事務負担も軽減されている状況となっております。取得するタブレットの概要を説明します。次のページの資料をご覧ください。１つ目に機種につきましては、DynaBook株式会社製のDynaBook C70デタッチャブル型でございます。このページの下の方に参考として製品の写真を掲載しましたのでご覧いただきたいと思います。見てのとおり経常的にはノートパソコンのようにディスプレイとキーボードを備えておりますけれども、これを分離してディスプレイ部分をタブレット端末として使用できる構造になってございます。デタッチャブル型というのはこのように分離脱着できることを意味しております。搭載している基本ソフトウェアにつきましてはChrome OSです。３つ目の購入台数につきましては、各学校ごとに一覧にしておりますが、１番下の合計欄を見ていただきまして児童生徒用が２２７台。教員用が５４台、合わせて総数２８１台となっております。４つ目の付属品につきましてはタッチペンと充電ケーブル、電源アダプタでございます。この契約で購入するタブレットにつきましては、ハードウェアのみとなっております、タブレットに搭載するソフトウェアそれから設定等に関しましては別途発注することとさせていただきます。５つ目の製品の単価なのですが、こちらは５万３,３５０円でございます。これは共同調達で決定した価格でございます。納入期限を令和７年９月３０日までとする契約内容となっております。以上で議案第１７号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第１７号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

１０番 荒川君。

○１０番（荒川賢一君） 財源の方はどのようなお考えになるでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 財源につきましては、先ほど国の方から各都道府県に基金として財源をお渡しして、その基金の中から各都道府県が１台あたり５万５千円掛けることの３分の２補助という形で補助金の交付申請を各都道府県に行って交付決定を受けるような形となっております。

○議長（南 和博君） ８番 藤原君。

○８番（藤原芳幸君） 今回一括で発注という形で道が仲介してやるという風に伺ったので、それに関しては色々各自治体間の中でも協議のあったことだと思うのですが、前段の説明の中でソフトウェアに関しては今後別途ということでは伺ったのですが、これハードとソフト揃って１つのものになるわけなのだと思います、そのソフトに関してはそれぞれの自治体でもって選ぶという風にはちょっと伺ってはいたのですが、これ各自治体同士の中でこれも一緒に共有化しようというようなそういう協議というものはなかったのでしょうか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今のご質問の部分なのですが、この共同調達の関係で各市町村全部集まって会議等は何回も開かれております。その中で国の方の考え方としては、まずハード機械の部分につきましては一括で調達可能というその方が経済的メリットも高いと。ただソフトウェアにつきましては、セッティング等については非常に人材確保が人の手で全部セットアップしていかないといけないというところが多くなってくるのと、そうなってくると１社でそれを全部自治体の分を請け負うとなると非常に時間がかかってしまうと。そういうところもあるのでソフトウェアのセットアップ等については、各市町村が全部業者を選定しながら契約等を行ってくださいというような形になっております。

○議長（南 和博君） ８番 藤原君。

○８番（藤原芳幸君） すみません、ちょっと申し訳ないですね。ハードの部分でない部分でちょっと質問になっちゃって申し訳ないのですが、ここはハードとソフトが揃ってはじめて１つのものになるということもあるからちょっとお伺いしたいのですが、今の話でいくとソフトが沢山ある中でどれを選ぶかという話ではなくて、基本ソフトというのがあってそれをどこの業者から入れるかというそういう話になるから、そうすると色々なところに分かれても対応ができるけれども中身に入るものはそんなに変わらないものが共通として入るというそういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 基本的に例えば表計算でしたり、タイピングですとかというのはそのＯＳごとにほぼ決まっておりますので、それはどこの自治体も例えばchromeを選んだところについては同じものが入ると思います。恐らく今藤原議員さんがいわれているのは、恐らく学習教材の部分のことかなというところはあるのですが、そこはやはり色々な業者さんがいろんな学習ソフトを出しておりますのでそういうところにつきましては市町村によって選ぶ学習ソフトは変わってくるかと思います。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原議員。

○8 番（藤原芳幸君） それでは最後もう 1 回。それでは基本的な部分には共通な部分が多いけれども、あとの中のそれぞれのメニューというのはそれぞれのまちの事情だとか色々な地域事情によって選んで若干異なる部分もあるけれども、とんでもない全然違うものがそれぞれのまちの中に入っちゃうということにはあまりないだろうなという認識なのか。それぞれの地域の中で全く違うものがあると先生も多分移動先で大変な思いをするのではないかなとちょっと思ったものですから、その辺の確認だったのですけれども、そういう心配は僕らが思うほどないものかという風にちょっと感じるのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 恐らく学習教材については、藤原議員さんがおっしゃったとおり各市町村が選ぶ部分がございますので、違いは出てくるかと思います。ただ管内、教育委員会乃至あと学校間でもどのまちがどのような教材を選ぶですとか、どのようなシステムにしていくという話の情報交換は行っておりますので、先生方が今後学習教材の中で勉強会を開いたり、そういうところにも同じ本当は学習ソフトだと話もしやすいですし、大きく違った時にはまた使い方も変わってきますので、そういうところはあるかとは思いますがなるべくそういうところも学校現場と情報交換をしながら今後選定していきたいと考えております。

○8 番（藤原芳幸君） はい、わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） ひとつ前の荒川議員の質問、財源の質問の関連なのですが、僕の理解が及んでいないのでお聞きしたいのですが、要はこの財源は所得金額約 1, 5 0 0 万円。この 3 分の 2 が国の補助ということでよろしいのですよね。3 分の 2 が補助なのであれば残りの 3 分の 1 の財源はどこからくるのかなということをお聞きします。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 道の基金による補助金については、まず児童生徒の分だけしか補助金の対象となりません。教員の部分あとは残りの 3 分の 1 については各自治体の財政負担となっております。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） その財政負担のその財源はどこから来るのですかね。おかしなことと言っていますか僕。その財源は何処から来るのかという質問なのですけれども。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 事業に対して補助事業、補助金以外の財源という部分、全般なのですけれども基本的には一般財源、町の一般財源を使ってやる場合とあと物によってはそれぞれ起債が使えたり、基金を使う場合もあるので基本的には今回の部分については一般財源を使うということになってございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） 確認になるかもしれないのですが、このタブレットって5年に一度の更新になりますか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今、国の指針でいうと令和2年度に動き出してから今回が2回目ということですので、国の大まかな考え方としては、5年というような考え方で動いているのが多いのですけれども、やはりそれが令和8年度に購入予定の自治体もありますので、そういうところは6年使うというところも出てくるのかもしれませんが、国の基本的な考え方は今の動きからすると5年と考えているようであります。

○議長（南 和博君） 他、なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第17号について採決します。議案第17号 財産の取得について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第17号は可決されました。以上で、本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。これで令和7年第2回美深町議会臨時会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 荒 川 賢 一

署名議員 木 下 広 悠